

議案第 18 号

松阪市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

松阪市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。